

4 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 公園施設の利用及び維持管理

< 利尻管理計画区 >

(ア) 自然公園施設

周遊観光施設

姫沼、オタドリ沼、仙法志御崎、沓形岬等島内の湖沼や海岸を観光バス等によりめぐる「島めぐり」はこの地区の主な利用形態の一つとなっている。

周遊観光施設となる園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を觀賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

見返台園地、姫沼園地等の展望施設においては、展望に支障となる樹木を適宜剪定し、利尻山等の眺望を確保する。

登山道施設

利尻山登山道は鷺泊登山線（鷺泊コース）・沓形登山線（沓形コース）の2本のコースがあり、年間約1万人の登山者が利用する。また、甘露泉水ハイキングコースは年間約5千人、姫沼ポン山線（ポン山姫沼ハイキングコース）は年間約2千人が利用する。

利尻山登山道の維持管理の課題は、利尻山登山道等維持管理連絡協議会において、関係機関、関係団体と共有し、維持管理作業や地域ルールの策定と周知等を協力して行う。

利尻山登山道は開山日、閉山日が設定されておらず、融雪期においても一般の登山が見られる。融雪期の登山は、登山道の侵食や周辺植生の荒廃への影響が大きく、また登山者の滑落や遭難等の事故が頻繁に起こることから、融雪期の登山道の状況及び登山による影響の周知を行う他、登山者の安全を考慮した開山日の設定を関係機関と検討する。

また、利尻山の沓形登山線の三眺山から鷺泊登山線との合流点の間の通称

「親不知子不知」は急傾斜の崩壊地を横断するルートであり、登山道に残雪がある時期には滑落が頻繁に見られること、また常に上部からの落石の危険性にさらされ、待避場所がないことから、こちらについても、情報周知及び登山者の安全を考慮した利用制限を検討する。

利尻山登山道では、排泄のための登山道外への踏み込み防止、排泄物やティッシュペーパーによる環境悪化防止のため、平成12年より携帯トイレの利用を推進している。今後とも宿泊施設、自然ガイド等と連携し、登山者に対する携帯トイレの普及に努める。また登山道に設置されている携帯トイレブースの維持管理に努め、快適に利用できるような必要な整備を行う。

事業執行のされていない登山道のうち荒廃箇所の修繕については、グリーンワーカー事業、森林環境整備推進協力金等を活用し、登山道周辺部の植生の荒廃が進まないよう努める。

利尻山登山道上部については、降雨・融雪による登山道の変化が特に大きいため、修繕、整備後の登山道の変化に注意を払い、順応的な補修ができるよう、自然保護官による経過観察を欠かさず行う。

登山道・探勝路上にかかる風倒木、枯損木は、宗谷森林管理署、町役場と連携し、歩行に支障のないよう適切に整理する。

探勝路の主要展望地点においては、展望に支障となる樹木を適宜剪定し、利尻山等の眺望を確保する。

高山植物、昆虫類等の盗採や写真撮影等による登山道外への逸脱を防止するため、自然保護官、パークボランティア、登山道監視員等による巡視活動を行い、利用指導を図る。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な

調整を行うこととする。

< 礼文管理計画区 >

(ア) 自然公園施設

周遊観光施設

スコトン岬、澄海岬、桃台猫台等島内の海岸等の景勝地を観光バス等によりめぐる「島めぐり」はこの地区の主な利用形態の一つとなっている。

周遊観光施設となる園地では、利用者が静穏な空間の中で自然を觀賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

探勝路、登山道施設

桃岩歩道や礼文島縦断線(通称 8 時間コース)、礼文岳登山道等の遊歩道、登山道は、低標高から寒地・高山性植物を觀賞できる道としてハイカー、登山者に利用されている。

探勝路、登山道の課題、高山植物保護に関する課題は、礼文島高山植物保護対策協議会において、関係機関、関係団体と共有し、維持管理作業や地域ルールの策定と周知等を協力して行う。

高低差の少ない礼文島の探勝路は、個人から団体、生徒から中高年まで幅広い層の利用が見られる。しかしながら探勝路の幅員や整備状況、地質や植生等の立地により、団体ツアー等による集中的利用を許容できない探勝路では、過剰利用により、高山植物群落の著しい荒廃が見られることから、コースのランク付けとそれに対応した利用法の検討等を行う。

無秩序な立入りにより植生が破壊されるおそれがあるため、探勝路からの踏み込みや植物の盗採がされぬよう、掲示等による注意喚起を行うとともに、宗谷森林管理署、宗谷支庁、礼文町、地域ボランティア等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

事業執行のされていない探勝路のうち荒廃箇所の修繕については、グリーンワーカー事業、森林環境整備推進協力金等を活用し、探勝路周辺植生の荒廃が進まぬよう努める。

登山道・探勝路上にかかる風倒木、枯損木は、宗谷森林管理署、町役場と連携し、歩行に支障のないよう適切に整理する。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

< 海岸砂丘管理計画区 >

(ア) 自然公園施設

この地区の主な利用形態は、海岸沿いの道道稚内天塩道路を利用した観光バス、マイカー等によるドライブ及び休憩に伴う展望利用や、園地における海浜草原植物観賞である。

園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を観賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

浜勇知園地のコウホネ沼の水位は、フトイやコウホネといった水生植物と沼周辺の海浜植物の生育を考慮し、地下水を供給し周辺の自然湖沼と同様の水位が保たれるような調整に努める。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

< サロベツ管理計画区 >

(ア) 自然公園施設

この地区の主な利用形態は、サロベツ原生花園や幌延ビジターセンターでの展望利用や湿原植物観賞である。

園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を観賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の整理整頓に努める。

この地区は湿原が広がっており、無秩序な立入りにより植生が破壊されるおそれがあるため、木道からの踏み込みや湿原植物の盗採がされないよう、掲示等による注意喚起を行うとともに、自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

サロベツ原生花園園地は、サロベツ湿原の中央の泥炭地上に立地しており、駐車場への碎石の投入等維持管理作業による隣接する湿原植生への影響が懸念されている。周辺植生や水質のモニタリングを行い、維持管理・園地利用方法について検討する。

(イ) 一般公共施設

全体事項

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

サロベツ川等の改修

サロベツ川、天塩川等の改修に当たっては、国立公園区域内の湿原保全に十分配慮するよう関係機関に協力を求める。

(2) 利用の制限・誘導

(ア) スノーモビルの乗入制限

サロベツ原野、利尻島の山麓部においてはスノーモビルの乗入が見られ、周辺の自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすおそれがある。道路や広場以外へのスノーモビルの乗入を規制するよう関係機関と調整を図る。

(イ) 携帯トイレ利用と持ち帰り

利尻山登山者に対しては、携帯トイレを持って入山し、使用した際には回収ボックスに捨てるよう呼びかけし、普及啓発を図る。

(ウ) ゴミの持ち帰り

ゴミの散乱や残飯の放置等は、野生動物に悪影響を及ぼすことから、歩道や登山道にはゴミ箱は設置せず、看板の設置や利用者への指導により、関係機関と連携して、利用者に対しゴミの持ち帰りを促す。

(エ) ストックキャップの使用の徹底

近年登山、トレッキングにストックの使用が増えているが、ストックの先端が鋭利であり、登山道、探勝路の土を削ったり、土のう階段や木道等に傷を付け施設を痛めることとなるため、登山道等施設の保全と周辺植生の保護のためストックキャップのないストックを使用しないよう普及啓発を図る。

(オ) 登山道・探勝路の利用制限

多くの登山道、探勝路では団体ツアー等による集中的利用により歩道施設の荒廃が見られる。とくに、融雪期及び悪天時においては、歩道の荒廃が進むと共に、ぬかるみを避けるための路外への踏み込みによる植生の衰退や登山者の滑落や

遭難等の事故が見られることから、それぞれの登山道・探勝路について、利用状況の把握に努め、その結果を踏まえ、利用期間や利用ルールの策定等、適正利用のための利用制限を関係機関と検討する。

(カ) レブンアツモリソウ群生地等への立入規制

礼文岳周辺、鉄府のレブンアツモリソウ群生地及び桃岩周辺の寒地・高山性植物の群生地において歩道以外の場所への立入りにより植生が衰退している場所がある。これらの場所への立入りの規制について関係機関と調整を図る。

野外調査を行うレブンアツモリソウ研究者等に対しては、調査者の人数制限や調査時の歩行ルートの配慮、情報の共有化等が定められた「礼文島アツモリルール」を遵守するよう協力を求める。

(キ) 湿原等内の禁煙

木道や園路においては、泥炭地上、森林内に立地することから、泥炭火災、森林火災の予防のため、利用者に対し禁煙を呼びかける。

(3) 普及啓発

(ア) 環境教育の場の提供

- ・ 国立公園の中にある、火山、湿原、砂丘林、周氷河地形等、典型的な地形地質が観察できる場所においては、その特徴を示す解説板を設置する。
- ・ 国立公園の多様な自然景観が、地域の担い手育成のための学習の場として活用されるよう条件整備を行う。

(イ) 関係機関等との連携の強化

- ・ 高山植物の開花状況、多様な自然環境を訪れる野鳥や渡り鳥の飛来状況、海

棲哺乳類の生息状況等の様々なリアルタイムの自然環境情報を一体的に発信できるよう、関係機関等、パークボランティアや自然公園指導員等が連携し、それらの情報を集約する。また、公園利用に係る課題についても共有化し、解決に向けた地域ルールの方策等連携して対処する。

- ・ 集約した情報や関係機関の調整による地域ルールは、現地のビジターセンターで発信するほか、各フェリーターミナル、観光協会、宿泊業・旅館業組合等を通じて広く公園利用者に情報提供できるよう協力を求める。また、利尻礼文サロベツ国立公園のホームページに掲載し、広く他のホームページでのリンクを求め、幅広く発信するよう努める。
- ・ ビジターセンターの無い利尻島や礼文島においては、鬼脇の郷土資料館や仙法志の利尻町立博物館、香深の郷土資料館、稚内港湾事務所香深分駐所、船泊の高山植物培養センターに、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。
- ・ 抜海港で越冬するゴマフアザラシを観察するため、冬季に稚内市が設置している観察所においては、ゴマフアザラシの基礎情報や観測された頭数等、観察者に対する情報提供の場となっている。ゴマフアザラシの生態に影響を与えないよう、静かな環境で観察できる場の提供を維持するため、稚内市、稚内観光協会に協力を求める。
- ・ 利尻町森林公園はバンガローやキャンプサイトがあり宿泊が可能な公園である。花の森、小鳥の森といったエリアをつなぐ散策路が整備されており、利尻山山麓における自然観察・森林散策の場を提供している。利尻町立博物館主催の自然観察会等ふれあい行事が開催される。今後とも、利尻山山麓の自然とのふれあいの場として利活用を図る。
- ・ 礼文町による高山植物巡視員の詰所が桃岩展望台、レブンウスユキソウ群生地、レブンアツモリソウ群生地にあり、計5名の巡視員が高山植物の盗掘監

視、利用者指導のため配置されている。自然保護官、森林官、地域ボランティア、フラワーガイド等による情報交換の場となっており、高山植物保全活動の拠点として、一層の連携が図れるよう、掲示板の設置、連絡体制の確立等を推進する。

(ウ) 自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実

- ・ 「自然に親しむ運動」の期間を中心に、関係機関と協力しながら、自然観察会を実施する。バリアフリーの精神を取り入れた自然観察会の実施に努める。
- ・ 「登山道にやさしい歩き方講座」「高山植物にやさしい写真撮影講座」等、利用のマナーや技術をテーマとしたトレッキング講座を関係機関・団体と協力し実施する。
- ・ パークボランティアによる自然解説活動や清掃活動を通じて、公園利用者に対する普及啓発を図る。パークボランティア相互に研鑽が図れるよう研修活動を支援する。
- ・ 学校教育活動、社会教育活動をはじめ、他機関が実施する自然に親しむ活動等に積極的に協力する。